

(基金及び補助規程)

第22条 区が保有する基金及び各種事業補助金交付規程は別に定める。

第 7 章 補 則

(臨時的処置)

第23条 区長は、この規程に定めのない事態が生じたときは、区会に諮り処理するものとする。

2 区長は、緊急な事由により区会の開催が困難と認めたときは、すみやかに専決し、次回区会に報告しなければならない。

(委任事項)

第24条 この規程によるもののほか、区の運営について必要が生じたときは、別に細則を定めることができる。

(専有林)

第25条 専有林の管理については別に定める。

第 8 章 賞 罰

(表 賞)

第26条 区長は、区の役員及び区民において特に功労があったと認めたときは区会に諮って、これを表賞することができる。

(罰 則)

第27条 区長は、区の規程に違反し、またはこれに類する行為があったと認めたときは区会に諮りその行為について制限することができる。

付 則

この規程は、昭和47年12月25日から施行する。

この規程は、昭和59年11月12日から施行し第5条において定める業務委員長については昭和59年12月26日から適用する。

付 則

この規程は、平成2年度より実施する。

付 則

この規程は、平成9年3月19日から適用する。

付 則

この規程は、平成16年4月12日から適用する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。